

諮問(情)第2号

答 申

第1 審査会の結論

平成16年10月4日付札幌市情報公開審査会(以下「旧審査会」という。)答申第47号(以下「答申」という。)中、実施機関の主張に係る札幌市立藻岩中学校(以下「対象校」という。)からの回答書を、文書不存在につき非公開とした決定(以下「原決定」という。)は、妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、平成17年1月17日に行った「旧審査会答申中、実施機関の主張の中で記述されている対象校からの回答書全部」の公開を求める請求(以下「本件請求」という。)に対し、札幌市教育委員会教育長(以下「処分庁」という。)が行った原決定を取り消し、本件請求に係る対象公文書(以下「本件対象文書」という。)の公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

旧審査会答申中、「第2 実施機関の主張、2 特別会計通帳、(3)謝礼等」の中で、当該答申における実施機関である処分庁は、「対象校より謝礼等に係る収入実態はない旨、回答を受けた」として、対象校から当該内容の回答(以下「対象校からの回答」という。)があったことを主張している(以下この主張を「実施機関の主張」という。)

およそ行政機関が事務を行うにあたり、文書を作成することなく電話等の不確かな手段でこれを済ませるなどということはありません。

よって、札幌市教育委員会(以下「諮問庁」という。)事務局(以下「事務局」という。)が対象校からの回答を受けたのが事実であれば、事務局に対して対象校からの回答に係る文書、すなわち本件対象文書が送付されたはずであり、事務局はこれを保有しているはずである。

仮に本件対象文書が存在していないとすれば、それは、そもそもこのような事務局と対象校との間の照会回答は行われていなかったことを示すものであり、処分庁は旧審査会に対して虚偽の主張をしたということになり、不当である。

第3 諮問庁の説明要旨

1 文書不存在の理由

実施機関の主張の根拠とした対象校からの回答は、事務局の職員が、対象校の担当者に対して電話によって確認していたものである。また、旧審査会答申においても、本件対象文書の存在については言及されてもいない。

したがって、本件対象文書を保有していないので、原決定は、妥当である。

第4 審査会の判断

1 本件審査請求の性質

本件審査請求は、存在に争いがない文書に関して、その非公開部分の公開を求めるというものではなく、請求人がその存在を主張し、諮問庁がこれを保有しないと主張する文書について公開を求めるものである。

当審査会は、原決定の当不当の判断を行うにあたり、対象文書の不存在を検証することは困難なことから、諮問庁による説明内容について、不自然・不合理な点がないかを判断することとする。

2 本件対象文書の存在

(1) 主張根拠

審査請求人は、旧審査会答申中「実施機関の主張」に、「対象校から謝礼等に係る収入実態はない旨の回答を受けた」と記載されていたことに着目し、当該答申における実施機関である処分庁がこのような主張をしたからには、その根拠として、対象校から事務局に対して当該回答が文書によって行われ、よって、当該回答文書である本件対象文書が存在するはずである旨主張している。

そして、当該主張の前提として、行政機関たる処分庁が事務を取り扱うにあたっては、おしなべて文書によって行われるはずであるとしている。

そこで、処分庁の事務の取扱いについて、以下、検討することとする。

(2) 規定及び運用

処分庁の事務の取扱いに関し必要な事項を定めた札幌市教育委員会事務取扱規程（昭和47年教育長訓令第11号。以下「事務取扱規程」という。）によれば、現行の第18条において、「庁内の照会等は、やむを得ない場合のほかは、文書の往復をさけ、札幌市イントラネット・システム、インターネットシステム、電話又は口頭により行うものとする」とされている。

当該規定によれば、処分庁は、事務の取扱いに関し、必ずしもそのすべての過程において文書を作成しなければならないとはされておらず、むしろ、庁内の照会及び当該照会に対する回答を行う場合などにおいては、文書によらず事務を取り扱うことを原則としている。

ところで、事務局が、その事務の取扱いに関し、事務取扱規程の適用を受けることは明らかであるが、当該規程第18条に規定される「庁内」に市立学校を含むものであるかについては、明文の規定からは必ずしも明らかではない。

このことについて諮問庁に確認したところによれば、少なくとも、公文書公開制度が、事務局のみならず市立学校も対象となるという点では、市立学校は「庁内」であり、特に、市立学校所管文書の公開請求に係る公開決定等の手続きの大半を事務局が処理している実態から、その過程における市立学校の事務手続きは、事務局による指導・助言のもとに行われるため、当然に事務局の取扱いに準じて処理されることになっているという。

(3) 本件請求の場合

上記を踏まえたところ、事務局が本件請求に係る対象校への照会を電話により行い、当該照会に対する回答も特に文書によって求めなかったとしても、かかる事務の取扱

いは、事務取扱規程第18条の規定に反するとは解されない。

次に、対象校が、処分庁からの照会を電話によって受け、当該照会に対する回答を特に文書で求められてもいない場合に、これを電話で行ったとしても、事務取扱規程第18条を準用した事務の取扱いということに照らして妥当性を欠くとは言えず、特に不自然・不合理な点はない。

このことから、対象校からの回答は電話によるものであり、本件対象文書は存在しないとする諮問庁の説明は、首肯できるものである。

また、対象校からの回答は不服申立てに係る事実関係の確認ではあるが、不服申立てに係る事務である場合には他の事務の場合とは取扱いが特に異なるものであるとして、当該回答については文書により行われたはずであると推認するに足る特段の事情も認められない。

以上のことから、本件対象文書が存在しないとする諮問庁の説明について、規程に照らして特に不自然・不合理な点はなく、また、旧答申における実施機関の主張に関し、対象校からの回答が文書によって行われ、処分庁が本件対象文書を保有していることを推認するに足るその他の事情もない。

3 結 論

よって、対象校からの回答は電話で受理したものであるため、本件対象文書を保有していないとする原決定は妥当であると認められ、第1のとおり判断する。

第5 審査経過

下表のとおり。

年 月 日	審 査 経 過
平成17年9月12日	諮問書及び諮問庁の非公開理由説明書を受理
平成17年10月11日	審査請求人に諮問庁の非公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成17年12月13日 (第8回審査会)	事案の概要説明 審査請求人から意見聴取及び諮問庁から事情聴取
平成17年12月20日 (第9回審査会)	審 議
平成18年1月10日 (第10回審査会)	審 議
平成18年1月18日 (第11回審査会)	審 議
平成18年2月6日	答 申

八幡委員は、本件事案に係る調査審議を回避し、参加していない。